

平成21年6月10日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18500504
 研究課題名（和文） 19世紀前半イギリスのスポーツ行政に関する基礎的研究：制定法に基づく規制を中心に
 研究課題名（英文） Basic Study of Sport Administration in early 19th-century Britain

研究代表者
 松井 良明 (Yoshiaki Matsui)
 奈良工業高等専門学校・一般教科・准教授
 研究者番号 00249822

研究成果の概要：

ともに1835年に成立した動物虐待法と公道法は、イングランドにおける前近代的なスポーツに対する法的規制としての歴史的意義を有していた。両法は、アニマル・スポーツと公道でのスポーツ活動を合法的に実施するための条件として、「生活妨害」、「風紀紊乱」、「迷惑行為」に該当する要素の払拭と、「動物の福祉」、「万人の通行権」への配慮を提示し、それらの近代化を促した。両法が成立するまで、動物闘技ならびに公道でのスポーツ活動の違法性は、コモン・ロー上の「生活妨害罪」の適用を通して示されているに過ぎなかった。だがその一方で、両法は狩猟、テニス、ファイヴズ、クリケットなどを意図的に対象から除外してもいた。そのため、それらの近代化を停滞させ、前近代性を温存させる側面も有していた。

続いて『チティの実用制定法集』第5版を検討した結果、19世紀の制定法に基づくスポーツ規制の広がりには以下のとおりであることが明らかとなった。

「動物」、「陸軍」、「鳥」、「刑法」、「犬」、「魚」、「狩猟の獲物」、「遊戯と賭博」、「公道」、「未成年者と子供」、「醜酌アルコール飲料」、「市場と定期市」、「首都ロンドン」、「警察」、「大衆娯楽」、「公衆衛生」、「鉄道」、「歳入」、「船舶」、「日曜日」、「放浪者」

19世紀イギリスにおけるスポーツの近代化に関しては、上記項目に分類された制定法諸規定を検討する必要がある。また、その際には個々の制定法の背後にある政治的意図に加え、個々の制定法が施行された後の諸判例の検討も必要となるだろう。

イングランドにおけるスポーツに対する政治的な介入はその近代化を促すきっかけになると同時に、その背後にあった政治的な意図についての再考を促している。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成18年度	500,000	0	500,000
平成19年度	700,000	210,000	910,000
平成20年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	330,000	1,930,000

研究分野： 総合領域

科研費の分科・細目： 健康・スポーツ科学 ・ スポーツ科学

キーワード： スポーツ史

1. 研究開始当初の背景

イギリスのスポーツ行政は、一般には、1957年にイギリス国内のスポーツに関する問題を調査する目的で召集された「ウォルフenden委員会」が端緒とされ、それ以後、国民の健康福祉の観点から、一連のスポーツ行政が施行されるようになったと考えられている。ただし、ここでいう「スポーツ行政」は、「国民のスポーツ活動を国及び地方公共団体が、公共の立場から助成、援助する」という狭い意味での「スポーツ行政」であり、この用語を広義の「国ないしは公共団体のスポーツ政策を遂行するための行政」と考えれば、その歴史は少なくとも中世まで遡ることが可能である。

このような観点から、本研究では、従来、見過ごされがちであった19世紀のイギリスにおける広義の「スポーツ行政」に注目することにした。

2. 研究の目的

スポーツと行政に関する歴史的な研究は、これまで本研究者が行ってきたイギリスにおける法制史研究の他、歴史研究の領域においては、中世から近世にかけての救貧法や不法な遊戯に関する研究、狩猟法、賭博法などの法的規制を個別に扱ったものが存在するが、19世紀の制定法における「スポーツに対する規制」を総合的に扱った研究はまだ見られないのが実情である。そもそもスポーツに関する同時代における法的規制がどれほどの広がりを持っていたかということ自体がまだ十分に解明されてはいない状況にある。そのことの一因は、従来のスポーツ史研究が首尾よく近代化された娯楽やスポーツの歴史を研究対象の中心に据え、それらがいわば自立的な歴史過程を経てきたものであるという点を強調してきたことにあるように思われる。しかしながら、イギリスにおける歴史的な娯楽やスポーツをいわゆる社会史的なレベルから捉え直せば、イギリスにおいても、すべてのスポーツが単線的な発展段階を経てきたものとはいえないことが明らかとなってきた。スポーツの近代化過程においては、法に基づいて禁圧されたり、「規制」により、変容を余儀なくされたスポーツが少なからず存在したからである。本研究は、娯楽やスポーツへのそういった広範囲に及ぶ法的規制そのものを歴史研究の対象とすることにより、当該社会におけるスポーツの歴史的多様性と、その複雑な近代化過程を明らかにすることを目的としている。

3. 研究の方法

本研究は、文献資料をもとにした歴史学的研究方法を用いるため、研究代表者が研究課

題に関する調査・資料収集・分析・考察・総括をすべて一人で行った。本研究課題においては、分析対象であるイギリスの制定法に関わる文献資料、研究書の収集ならびに分析が必要不可欠である。イギリス法は、主として国王及び議会により発せられた制定法、裁判の記録でもある判例集、裁判官あるいは法学者による権威書によって構成されている。研究代表者は、これまでに「イギリス・ボクシング史研究」、「ボクシングの近代化と刑法の歴史的関係に関する研究」、「コモン・ロー研究およびイギリス刑法史研究」、「スポーツに関わる議会制定法に関する研究」、「イギリスにおけるスポーツの近代化と刑法との歴史的関係に関する基礎的研究」を行う中で上記文献を継続的に収集してきてはいる。しかし、それらは本研究課題の遂行には、はなはだ不十分なものであった。イギリス法学並びにスポーツ史研究、また関連するスポーツと政治に関する諸研究は、いわゆる「社会史のインパクト」以後、活況を呈しており、最新の研究成果が次々と公表されてもいる。したがって、本研究課題を遂行するためには、文献史料の包括的な収集だけでなく、関連する最新の研究成果の収集についても積極的に行う必要があった。

4. 研究成果

1835年に成立した動物虐待法と公道法は、イングランドにおける前近代的なスポーツに対する法的規制としての歴史的意義を有していた。両法は、アニマル・スポーツと公道でのスポーツ活動を合法的に実施するための条件として、「生活妨害」、「風紀紊乱」、「迷惑行為」に該当する要素の払拭と、「動物の福祉」、「万人の通行権」への配慮を提示し、それらの近代化を促した。両法が成立するまで、動物闘技ならびに公道でのスポーツ活動の違法性は、コモン・ロー上の「生活妨害罪」の適用を通して示されているに過ぎなかった。だがその一方で、両法は狩猟、テニス、ファイヴズ、クリケットなどを意図的に対象から除外してもいた。そのため、それらの近代化を停滞させ、前近代性を温存させる側面も有していたことが明らかになった。

続いて『チティの実用制定法集』第5版を検討した結果、19世紀の制定法に基づくスポーツ規制の広がりが明らかとなった。

「動物」、「陸軍」、「鳥」、「刑法」、「犬」、「魚」、「狩猟の獲物」、「遊戯と賭博」、「公道」、「未成年者と子供」、「酩酊アルコール飲料」、「市場と定期市」、「首都ロンドン」、「警察」、「大衆娯楽」、「公衆衛生」、「鉄道」、「歳入」、「船舶」、「日曜日」、「放浪者」

19世紀イギリスにおけるスポーツの近代化に関しては、上記項目に分類された制定法

諸規定を検討する必要があることが明らかとなった。

イングランドにおけるスポーツに対する政治的な介入はその近代化を促すきっかけになったが、それと同時に、背後にあった政治的な意図についての再考を促している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

- ① 松井良明、19世紀イギリスにおける動物闘技の違法性と制定法に関する基礎的研究：動物虐待法(1835年)と先行法との歴史的関連を中心として、スポーツ史研究、20、pp.35-50、2007、査読有り
- ② 松井良明、イギリスにおけるスポーツの近代化と刑法に関する基礎的研究：公道でのスポーツ活動の違法性と公道法(1835年)との歴史的関係について、体育学研究、52-2、pp.213-225、2007、査読有り
- ③ 松井良明、19世紀初頭ロンドンの闘犬文化複合：1832年の下院特別委員会報告書を手がかりとして、スポーツ人類学研究、9、pp.111-116、2008、査読有り

〔学会発表〕(計4件)

- ① 松井良明、19世紀イギリスにおけるスポーツと「新警察」に関する法制史的研究：首都警察法(1839年)における関連諸規定を手がかりとして、スポーツ史学会第20回大会、2006
- ② 松井良明、19世紀初頭ロンドンにおける闘犬文化複合：1832年の下院特別委員会報告書を手がかりとして、スポーツ人類学会第8回大会、2007
- ③ 松井良明、ボクシングはなぜ合法化されたのか：英国スポーツの近代化と刑法、スポーツ人類学会スポ人サロン、2008
- ④ 松井良明、ボクシングはなぜ合法化されたのか：英国スポーツの近代化と刑法、遊戯史学会第20回大会、2008

〔図書〕(計2件)

- ① 松井良明、『ボクシングはなぜ合法化されたのか：英国スポーツの近代史』、平凡社、2007
- ② 松井良明、『スポーツの近代化と刑法との歴史的関係に関する研究：19世紀イングランドの制定法を手がかりにして』、博士論文、日本体育大学、2008

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松井 良明 (MATSUI Yoshiaki)

奈良工業高等専門学校・一般教科・准教授

研究者番号 00249822

(2) 研究分担者
なし

(3) 連携研究者
なし